

業務指示書

インド国北東部地域における連結性改善に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年1月17日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年1月22日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：途上国における運輸・交通関連調査に関する業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：交通計画に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路計画】

- 1) 類似業務の経験：道路計画に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 社会開発（人材育成、保健医療環境改善）】

- 1) 類似業務の経験：社会開発（人材育成、保健医療環境改善）に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年1月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(INR1 = 1.729040 円, US\$1 = 111.291 円, EUR1 = 132.244 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／交通計画

道路計画

社会開発（人材育成、保健医療環境改善）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

14.25 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年2月13日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

インド国北東部地域における連結性改善に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／交通計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 社会開発（人材育成、保健医療環境改善）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2章 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

インドにおいて、道路は鉄道と並び国内の物流の大部分を支える重要な輸送手段として、運輸部門のうち85%の旅客輸送、60%の貨物輸送を担っている。こうした中、経済成長著しい同国では、平野部において主要幹線道路をなす国道整備が進む一方、北東部地域については、他地域と比較して山岳部が多く、全道路の舗装率が28.5%（全国平均：63.4%）、国道における2車線以上道路の比率が53.0%（同77.9%）と整備が遅れている。対象地域の一人当たりGDP（2010-2011年）は34,405インドルピーと、全国平均の59,606インドルピーと比較して低く、北東部地域では経済活動の基盤となる既存道路改良を初めとする域内道路網改善が必要となっている。また、昨今、経済活動の拡大の観点等から、近隣国とのクロスボーダー交通円滑化による連結性向上の取組みが活発化している。

インド政府は上記の課題に対応するため、モディ政権においても「北東部ビジョン2020」（North Eastern Region Vision 2020）のもと、北東部の開発、特に道路網の整備や人的な能力構築は重点政策となっており、本調査もその中に位置づけられるものである。また、インド政府は連結性改善に向け、北東部において特別プログラム（Special Accelerated Road Development Programme for North-East）による域内主要都市間の国道整備を掲げている。

2016年3月に日本政府が策定した対インド国別援助方針において、「包括的かつ安定的な高度経済成長の実現が必要とされる中、継続的な投資と高度成長を確保する上で必要な重要インフラを整備する」としている。加えて、「連結性の強化」を重点分野としており、投資と経済成長に関するインフラ面でのボトルネックを解消することを念頭に、インド国内の主要産業都市・経済圏内及び地域間の連結性の強化が図られるよう、輸送のハブ及びネットワークとなる運輸インフラの整備を支援することとしている。さらにその中で、日印首脳間で確認されている北東部等の地域の連結性の促進に向けた協力を推進するとされている。

また、JICA国別分析ペーパー（2012年3月）において、産業・都市インフラの整備を重点分野と位置付けており、経済成長のボトルネック解消のため、地域経済開発の促進、物流効率化に資する、道路をはじめとしたインフラ整備への包括的な支援を進めることとしており、本調査は、今後の協力として目指す北東部地域の道路ネットワークの強化及び地域住民への社会サービス（教育、保健医療等）の向上に向け、連結性改善を図るための基礎情報収集・確認調査としての位置づけである

2. 調査の概要

(1) 調査目的

- ①インド北東部地域において、連結性改善および沿線地域¹開発に係る協力の方向性（案）を策定するために必要な情報収集および課題・支援ニーズの分析。
- ②また、セクターローンの案件形成に向けた、必要な情報収集および案件形成における問題・課題を整理し、案件形成に係る提案。

(2) 対象地域

北東部地域一帯（アッサム州、メガラヤ州、ミゾラム州、ナガランド州、トリプラ州 等²）

3. 業務の範囲

「2. 調査目的」を達成するために、「4. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、JICA 及びインド側関係者・関係機関と十分な意見交換を行いながら、「5. 業務の内容」に示す業務を実施するとともに、「6. 成果品等」に示す報告書を作成・提出するものとする。

4. 実施方針および留意事項

(1) 円借款事業検討資料としての位置づけ

本調査業務の結果（基礎情報・提案）は、セクターローンによる円借款の案件形成を当機構が行う際に検討資料として用いられることとなる。なお、本調査にて今後の円借款事業を想定し、取り纏める協力の方向性（案）、抽出された優先サブプロジェクトや個別案件は円借款事業の原案として取り扱われる可能性もあることから、最終的な提案内容の作成については、調査過程においても十分当機構と協議すること。

一方、今後実施される審査を含むセクターローンの案件形成の過程において、本調査業務の結果とは異なる結論となる可能性もあることから、インド側関係者に本調査での結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう十分に配慮すること。

(2) 本邦製品・技術の適用

協力の方向性（案）を策定するにあたり、日本の製品・技術等の適用可能性も念頭におきながら、インド側政府関係機関からの製品・技術等への期待やニーズを確認・整理する。

¹ 沿線地域とは「北東部における特別プログラム」（Special Accelerated Road Development Programme for North-East）にて計画されている道路が通過する郡及び主要都市レベルを想定するが、より効果的かつ効率的な事業実施に向けた沿線地域の定義づけおよび当地域の開発に関する各種調査の中でサンプル調査の実施を認める。

² 周辺州と連結している道路等に関しては部分的に周辺州の調査も機構と相談のうえ、検討すること。

特に、斜面・災害対策に関しては日本の製品・技術等の適用可能性がより高いことから、具体的に日本の製品・技術が貢献可能な課題及び効果の分析を行う。

(3) インド政府機関との協議について

インドではウェブサイトによる情報が他の開発途上国と比べ、比較的充実していることもあり、ウェブにて確認可能な基本情報（政策文書や法制度等）を収集するための協議依頼は拒否されることがある。そのため、事前準備の段階でどの情報が入手可能か、あるいは、入手した情報をもとにどういった追加情報が必要か等については事前に適切に確認しておく必要がある。その観点から「5. 業務の内容」にある国内作業においてはウェブ等を活用して十分な情報収集を行うこと。

(4) 現地パートナーとの協力について

本調査では現地の情報を幅広く入手することが重要となるため、政府機関、民間企業等からの円滑な情報収集のため、再委託等を活用し、インド国内の人材や組織との協力が望ましい。

(5) 調査におけるジェンダー配慮

環境社会配慮に関する情報収集の業務の内容については「5. 業務の内容」にて後述するが、社会セクターをはじめとする、各種調査を実施する際は可能な限り、男女別のデータを入手し、ジェンダー間の格差是非の観点も分析に入れる。また、住民等のヒアリングの際にも男女両方からの意見等を聴取し、反映する。

(6) 技術協力プロジェクト「インド国持続可能な山岳道路開発のための能力強化プロジェクト」との連携可能性について

山岳道路の計画策定、維持管理に関しては技術協力プロジェクト「インド国持続可能な山岳道路開発のための能力強化プロジェクト」を実施中であり、同プロジェクトでは山岳道路に関するガイドラインを策定する予定である。円借款の案件形成の検討においては、同プロジェクトの専門家から聞き取りを行った上で、同プロジェクトで策定されるガイドラインの完成予定時期を考慮の上、ガイドラインの適用可能性や連携可能性を検討する。なお、聞き取り等にあたり、同プロジェクトの専門家との調整については、機構に相談すること。また、同プロジェクトの受注者が今後の円借款の案件形成において、有利にならないよう、情報提供については工夫すること。

5. 業務の内容

(1) 事前準備

① 関連資料・情報の収集・分析とインセプション・レポートの作成

既存の関連資料・情報を整理・分析し、調査全体の方針・方法を検討したうえで、現地調査項目を整理し、インセプション・レポートを作成する。なお、インセプション・レポート作成の際は以下の内容含めることとする。

- ア) 調査の背景
- イ) 調査の目的
- ウ) 実施方針（技術面、運営面）
- エ) 分析結果と調査内容、実施方法
- オ) ファイナル・レポートの章立て（案）
- カ) 作業計画
- キ) 団員構成、各団員の作業内容と作業期間

②インセプション・レポートの作成

上記5.（1）①の情報等をもとに訪問予定先での質問事項（案）を事前に整理したうえで、インセプション・レポートと併せて、関係機関（南アジア第一課、JICA インド事務所等）に説明・協議し、基本的了解を得る。

（2）北東部地域の連結性改善および沿線地域開発に係る情報収集・課題分析

①北東部地域の開発計画、及び既存道路網（国道、州道、及びその他の主要道路を含む）のレビュー

インセプション・レポートをインド側に説明する。上記5.（1）の事前準備作業にて得られた情報からより必要な情報等がある場合は現地調査を実施する。加えて、文献および現地踏査を通じて、既存道路網（国道、州道、及びその他の主要道路を含む）の関連制度（法制度や規程等）と現況（カバーする圏域、利用状況、車線数、交差点、歩道の設置状況等）について情報収集・レビューを行い、情報整理を行う。また、既存道路に関し、今後の改良計画が見込まれるものに関しては、その情報も併せて、収集・整理する。

②交通実態の把握

北東部地域にふさわしく望ましい交通インフラ整備のあり方の明確化に向け、交通実態調査を実施する。具体的には、既存の交通情報データ（主要道路の交通量、バス及び一般車両のピーク時走行速度、域外からの交通量、交通安全性等）を入手し、整理する。なお、必要に応じ、再委託による調査も可能とするが、業務内容と必要性をプロポーザルにて提案する。

③斜面・災害対策の現状に係る問題・課題の抽出

北東部地域では多雨地域（国道54号線沿線が2,000～3,000 mm年間降水量、国道40号線沿線が10,000 mm強の年間降水量）を通る山岳道路も含まれており、斜面災害対策が重

要となっている。対象地域における斜面崩壊の状況、想定される原因、災害との関連性、今後想定される被害の状況等を確認し、斜面对策工を計画するにあたり、十分な情報を収集・整理する。

④沿線地域開発（社会セクターを含む）に係る情報収集・課題整理

沿線地域における社会・経済状況の把握のため、公式な統計データ等から以下の社会・経済関連情報（人口動態、人口分布、所得水準、産業形態や生計手段、社会構造、雇用、住民組織、教育や保健医療などの社会サービスの現状等）を収集・整理する。加えて、ヒアリング等を通じ、沿線地域の住民がアクセスする社会サービス（教育、保健医療等）に係る問題を調査³し、課題を整理する。なお、沿線地域開発に係るインド政府内における優先事項／事業の整理もあわせて行い、課題への取り組み状況・計画についてもまとめること。

⑤沿線地域開発のために道路交通インフラの側面からの課題・対策と想定される効果の整理

整理された課題の要因分析を行い、その中で道路交通インフラの整備が要因となっているものを洗い出し、インフラ整備面からの行うべき対策について整理する。なお、交通インフラ整備によって、改善される沿線地域の課題の整理を行い、想定される開発効果（社会セクターへの効果を含む）の予測とともに報告書等にて説明すること。

⑥沿線地域開発のために社会セクターにて行うべき対策の整理

地域住民への社会サービスの向上に向け、交通インフラ整備と相乗効果が期待できる社会セクターからのアプローチ等、他の対策や事業についても併せて整理する。なお、社会セクターの対策は道路・インフラ面の整備を行う際にあわせて社会セクターの開発（例：人材育成、保健医療環境改善等）も行うことでそれぞれの事業の関連性が高く、連携によって相乗効果が得られ、社会サービスの向上を通じた連結性改善がより期待できるものになること。

⑦北東部地域における連結性改善事業に係る関係機関の体制・能力に係る情報収集・分析及び課題の抽出

北東部地域では僻地や山岳道路等も含むことや、先方実施機関の調整力不足等によって工事開始後の設計変更のリスクが高く、受注者が出ないなど入札不調の可能性がある。そのため、インド側で実施されている国道整備事業等の契約形態、事業実施体制、諸制度を把握したうえで、今後の事業実施に際しての事業実施体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

³ 沿線地域の主要都市などに限定したサンプル調査も可能とする。

- ア) 事業実施体制（含む維持・管理体制）の確認
- イ) 実施機関及び維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- ウ) 実施機関及び維持・管理機関の財政・予算状況
- エ) 実施機関及び維持・管理機関の技術水準
- オ) 実施機関及び維持・管理機関の当該類似事業実施の経験と当事業での実績・課題

⑧北東部地域の道路セクター及び沿線地域開発における他ドナー等の支援状況のレビュー
主要ドナー（アジア開発銀行、世界銀行等）にヒアリングを実施し、交通インフラ整備を中心とした北東部の開発における他ドナーの協力事業や今後の活動方針について情報収集を行う。また、他ドナーによる過去あるいは実施中案件にて得られた教訓等についても整理する。加えて、インド国内にて民間セクターの介入や官民連携による事業が増加する中、北東部の当該セクターにてPPP（官民パートナーシップ）やEPC（設計・調達・建設）による既存事業等についても調査し、まとめる。

⑨北東部地域における道路ネットワークの強化を通じた地域住民への社会サービス（教育、保健医療等）向上の戦略を策定し、将来の連結性改善に資する協力の方向性（案）の提案
上記の①から⑧の情報を踏まえ、北東部地域における連結性改善に資する道路ネットワークの強化を通じた地域住民への社会サービス（教育、保健医療等）向上の戦略を策定する。また、JICAの資金協力、技術協力の特色を踏まえて、支援ニーズや効果的な協力実施の実現可能性が高いと考えられる優先課題を特定し、その解決に向けた上述の戦略をもとにした今後の協力の方向性（案）を作成する。なお、協力の方向性（案）にはインド側、日本側の関連政策、調査で明らかになる現場ニーズについて反映すること。また、協力の方向性（案）において、日本のODA事業にて実施済、実施中の北東部地域を中心とした事業との関連性、教訓の活用可能性、相乗効果等についても整理し、含めること。

（3）セクターローンプロジェクト案件形成に係る情報収集・分析

①セクターローンに関する情報収集

インド側のセクターローン借りに関する諸制度、特色、実績や課題・教訓等について、関係機関にヒアリングのうえ、情報収集・整理を行う。なお、セクターローンの案件形成および実施にあたり、関係機関の役割・権限や最新の手続きについても調べること。

②環境社会配慮に必要な情報収集・分析

セクターローンの案件形成の際に北東部地域への環境社会配慮を実施すべく、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）を踏まえて、以下の事項について調査する。

(a)環境社会配慮（環境影響評価、住民移転等）に関連する法令や基準等（ガイドラインと

の整合性を確認)

(b)環境社会配慮に係る各種関係機関の役割

(c)優先サブプロジェクトサイトの環境・社会状況（土地利用、自然環境、住民移転の必要性等）の確認

③セクターローンプロジェクトにおける優先プロジェクトの基準の設定

作成・提案する協力の方向性（案）に基づき、セクターローンプロジェクトにて優先すべきプロジェクトを判断する材料となる基準の設定を行う。なお、基準を設定する際に、各基準の定義および設定理由を収集した情報をもとに整理すること。また、環境社会配慮に関する情報も参照し、基準に反映すること。

④上記基準をもとにした優先プロジェクト案の作成

設定された基準のもと、セクターローンプロジェクトを実施するにあたり、優先すべきサブプロジェクト案を作成する。なお、ハード面（交通インフラ整備）のみでなく、ソフト面（社会サービス向上対策）によるアプローチ（または両アプローチを融合した形）を十分に検討のうえ、妥当性および有効性の観点から関係者に説明し、作成すること。また、インド側の開発計画のスケジュールを考慮し、優先プロジェクトの実施スケジュール案もあわせて提案すること。

⑤連結性改善の観点から重要だと思われる個別案件の抽出

セクターローンプロジェクトでのサブプロジェクトとして基準と合わないが、北東部地域において、連結性改善の観点から実施の妥当性が高い個別案件についても抽出し、提案する。なお、個別案件についても協力の方向性（案）とどのように合致し、実施にあたっての適切な時期も併せて、提案すること。

⑥想定される実施機関の組織体制・能力強化に係る対策の提案

組織体制・能力にかかる問題・課題の抽出を踏まえ、課題解決に向け、必要な組織及び人的な能力強化に係る対策も併せて提案する。

⑦事業実施にあたっての留意事項の整理

円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えられらる留意事項を整理する。

特に、事業実施に際しての以下の項目を含む最新の入札関連情報（入札方式、契約条件の設定、コンサルタントの選定方法等）や現地コンサルタントの状況（施工・管理能力等）の整理を行う。

⑧優先サブプロジェクト及び個別案件についての収集すべき追加情報の整理

原則としてセクターローンの案件形成に必要な情報を本調査にて収集・整理することとするが、優先サブプロジェクト及び個別案件について、時期や状況等によって、本調査で収集不可な情報や整理すべき情報がある場合のため、案件形成に向けた協力準備調査等にて収集すべき情報をまとめ、機構に提案・報告する。

6. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書は以下の通りとする。

なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方実施機関等との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) インセプション・レポート (IC/R)

提出時期：第一次現地調査前（2018 年 3 月下旬を想定）

部数：和文 3 部（簡易製本）、英文 5 部（簡易製本）

(2) インテリム・レポート (IT/R)

提出時期：調査開始 4 か月以内を目途（2018 年 7 月下旬を想定）

部数：和文 3 部（簡易製本）、英文 5 部（簡易製本）、電子データ

(3) ドラフトファイナル・レポート (DF/R)

提出時期：調査開始 7 か月以内を目途（2018 年 10 月下旬を想定）

部数：和文 3 部（簡易製本）、英文 5 部（簡易製本）、電子データ

(4) ファイナル・レポート (F/R)

提出時期：すべての現地調査・国内作業終了後（2018 年 11 月中旬を想定）

部数：和文 5 部（製本版）、英文 5 部（製本版）、電子データ

(5) その他

①収集資料

調査時に収集した資料及びデータは整理してリストに付した上で機構に提出する。なお、インターネット上にてデータの確認が可能なものについては、情報源として使用した URL を記載する。なお、レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

②議事録・写真

調査時に撮影した写真とインド側関係機関やドナー等との議事録については、まとめてファイナル・レポートに添付する。

なお、簡易製本の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集とする。ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化ファイルの作成仕様は JICA「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとすること。

第3 調査実施上の条件

1. 業務行程

2018年3月上旬より業務を開始し、2018年11月中旬を目処に成果品（F/R）を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

合計 約 22.5 M/M

（2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。なお、調査内容及び調査工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、下記の格付けは目安であり、これと異なる格付けを提案することも認めるが、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／交通計画 （2号）
- ② 道路計画 （3号）
- ③ 地域開発
- ④ 社会開発（人材育成、保健医療環境改善） （3号）
- ⑤ 斜面・防災対策
- ⑥ 組織体制・能力強化
- ⑦ 環境社会配慮

3. 現地再委託

本調査で現地再委託にて実施することが望ましいと考える調査がある場合、プロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に沿って、選定及び契約を行うこととし、委託業者の調査遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託を実施する場合に想定される実施方法について具体的に提案を行うこと。

4. 対象国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、インド政府関係機関からの特別な便宜供与は想定していない。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案

件同様に独自で調査を実施することが求められているが、便宜供与に関し、機構の支援を要する場合には、JICA 南アジア第一課に随時、連絡・協議すること。

5. 参考資料

(1) 配布資料

なし。

(2) ウェブ公開資料

①インド国北東州道路網連結性改善計画（フェーズ 1）協力準備調査ドラフトファイナルレポート（英文）

https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/south/india/c8h0vm00009ijgki-att/c8h0vm00009pa853.pdf

②インド国北東州道路網連結性改善事業（フェーズ 2）協力準備調査（NH40）ドラフトファイナルレポート（英文）

https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/south/india/c8h0vm00009um3lw-att/c8h0vm0000bd9euo.pdf

③インド国北東州道路網連結性改善事業（フェーズ 2）協力準備調査（NH54 バイパス）インテリムレポート（英文）

https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/south/india/c8h0vm00009um3lw-att/c8h0vm0000bd9eur.pdf

6. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA インド事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、現地事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について現地 JICA 事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、以下の対応を行い、必要な経費を計上すること。

(1) 契約時点における渡航計画を所定の書式にて事前に JICA に提出するとともに、渡航計画の変更があった場合は直ちに JICA に報告を行うこと。特に現地滞在中における渡航計画の変更の際は JICA インド事務所にも報告すること。

(2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加に必要な備品がある場合は、安全対策費用として別見積とすること。

(3) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊

急事態への対応が適切に取られるよう、必要な策を講じた契約を行うこと。

(4) 現地での調査実施に当たっては JICA インド事務所、在インド日本大使館（必要に応じて各地域領事館）と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策については JICA インド事務所安全班の指示に従うこと。危険度の高い地域への渡航を行う場合には、派遣前に、JICA 本部安全管理部による安全管理ブリーフを受けること。

(5) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

また、原則として渡航二週間前までに JICA インド事務所へ渡航計画を提出し、同事務所の承認を得ること。

7. インド地図の扱い

報告書・成果品等において、インドの国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適當な場合には、JICA 南アジア部と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。なお、限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。

(1) 国連地図を複製使用する。複製使用に際し、加工を加えずに掲載する場合には、国連に使用許諾を得た上で、国連地図であることを明示して使用する。また加工を加える場合には、国連の名称及び地図番号を削除した上で、以下の注意書を加える。（国連の地図使用については国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドラインを参照）。

①データの参照元が国連である

②当該加工は JICA によるものである、

③領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではない

(2) 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等でどの国の領土であるかを示さない（(1)で示した国連地図と同様の対応）。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により議論のある地域を覆う工夫を加える。また、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

(3) 各国が主張する国境及び実効支配線を点線表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。また、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

8. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の

趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

9. 複数年度契約

本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

なお、最終的な精算業務の負荷軽減及び適切な実施を目的として、精算書類等を、契約期間中の業務の区切りのよい時点において確認する機会を設けることとしている。精算書類提出・確認時期については、別途協議のうえ決定する。

以上

